

鳥取県手話施策推進協議会（第2回） 次第

日時：平成26年3月25日（火）  
午前10時～12時

場所：とりぎん文化会館 第4会議室

1 開会

2 福祉保健部長あいさつ

3 議事

(1) 平成26年度当初予算について

(2) 鳥取県手話施策推進計画（案）について

4 閉会

鳥取県手話施策推進協議会 委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
当事者団体	鳥取県ろうあ団体連合会理事	戸羽 伸一	
関係団体等	コミュニケーション支援センターふくろうセンター長	石橋 大吾	
	鳥取県手話通訳士協会	国広 生久代	
	鳥取県手話サークル連絡協議会	藤井 貴子	
	あいサポートメッセンジャー	今西 賀子	
事業者	鳥取県厚生事業団(障害者福祉センター友愛寮長)	小松 三恵子	
	鳥取医療センター事務部長	門田 陽一郎	
教育	鳥取県立鳥取聾学校長	後藤 裕明	

事務局	鳥取県障がい福祉課長	日野 力	
	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課長	足立 正久	

オブザー バー	湯梨浜町教育委員会教育長	土海 孝治	
	鳥取市障がい福祉課長	富田 恵子	
	岩美町福祉課長	鈴木 浩次	
	伯耆町福祉課長	谷口 仁志	御欠席
	鳥取労働局職業安定部職業対策課長	福田 正志	
	NHK鳥取放送局LGマネジメント副部長	八木 智一	御欠席
	鳥取県病院局長	渡部 哲哉	
	鳥取県警察本部教養課長	倉信 聡	

## 鳥取県手話施策推進協議会（第2回） 資料目次

- 1 平成26年度当初予算説明資料・・・ P1～P6
- 2 鳥取県手話施策推進計画（案）について・・・ P7～P8

### <以下、参考資料>

- 3 鳥取県障害者計画・・・ P9～P10
- 4 鳥取県障害福祉計画・・・ P11～P14
- 5 手話関連基本データ・・・ P15
- 6 手話通訳者派遣の状況・・・ P16
- 7 手話に関するアンケート・・・ P17～P20
- 8 手話普及の取組・・・ P21～P27



平成26年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7856)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
障がい者の情報アクセス・コミュニケーション支援の取組	146,855	90,191	56,664	59,868		19,930	67,057	
工程表の枚数目標 (前値)	障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい地域社会 (共生社会) の実現							

1 事業の目的・概要

平成25年10月8日、全国のろう者が注目する中、鳥取県手話言語条例が全会一致で可決・成立した (施行は同年10月11日)。この条例の成立を受けて、広く手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を推進するため、全国高校生手話パフォーマンス甲子園、鳥取県手話言語条例制定1周年記念行事を開催するほか、手話通訳者の養成等を行う。  
さらに、手話を使用しない聴覚障がい者、盲ろう者 (聴覚と視覚に障がいがある者)、視覚障がい者に対しても情報アクセス・コミュニケーション環境が向上するよう、取組の充実・推進を図る。

2 主な事業内容

- (1) 手話言語条例制定1周年記念「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」  
6,672千円 (前年度: 0円) [財源内訳 雑入: 5,337千円、一般財源: 1,335千円]

(単位: 千円)

区分	事業内容	予算額
(新) 全国高校生手話パフォーマンス甲子園	高校生を対象とした手話パフォーマンスの全国コンテスト「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を開催する。 (1) 開催日 平成26年11月23日 (日) (2) 場所 県民ふれあい会館 (鳥取市) (3) 対象者 手話を使ったパフォーマンスを行う高校生 (4) 内容 手話で表現するダンス、歌唱、演劇、漫才等 ※ろうあ関係団体等の協力も得て、実行委員会により実施予定。 ※全国に募集し、事前審査を通過した出場者が手話によるパフォーマンスを披露する。	5,000
(新) 鳥取県手話言語条例制定1周年記念行事	条例制定1周年を記念し、手話について考え、手話を楽しむ行事を開催する。 (1) 開催日 平成26年11月22日 (土) (2) 場所 県民ふれあい会館 (鳥取市) (3) 内容 ア 著名人 (ろう者) による基調講演 イ 手話施策先進事例の報告 ウ 手話言語条例、手話言語法の意義を考えるパネルディスカッション エ 手話エンターテイメントステージ オ 鳥取聾学校写真展	1,672

- (2) 手話でコミュニケーション事業 65,677千円 (前年度: 42,568千円)

[財源内訳 国庫支出金: 23,644千円、雑入: 14,593千円、一般財源: 27,440千円]

① 手話通訳者の養成

(単位: 千円)

区分	事業内容	予算額
(新) 手話通訳者トレーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場で手話通訳者を養成するとともに、手話通訳者の手話表現技術の向上、手話通訳者の指導者養成等を行う。	6,039
手話通訳者養成研修等の充実	手話通訳者養成研修 (新テキストにより内容充実)、現任者研修等の開催	3,751
合計		9,790

② 手話通訳者の処遇改善等

区分	事業内容	予算額
(新) 手話通訳者の派遣報酬単価の引上げ	派遣報酬単価の引上げを行う。(現行2,000円/時間を3,000円/時間に)	3,500
(新) 手話通訳者の健康管理	手話通訳者の健康管理に関する講習会を開催する。	103
手話通訳者設置等事業	手話通訳者の派遣事業等を実施する。	19,938
合計		23,541

③ 手話の普及

区分	事業内容	予算額
手話ミニ講座の開催	2時間/回程度の講座を、3圏域で月1回程度開催する。全36回。	1,630
手話学習会等補助金	企業等が開催する手話学習会への講師謝金等への補助金。80回分。	1,520
手話サークルへの補助金	手話サークル活動を推進するための補助金。	600
合計		3,750

④ 手話を使いやすい環境の整備

区分	事業内容	予算額
ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業 (モデル事業実施期間： 平成25年12月24日 ～平成27年3月31日)	ろう者が、聞こえる人と手話でコミュニケーションを必要とする場合に、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて手話通訳者が画面越しにろう者と聞こえる人との手話通訳を行う。	5,350
(新)手話ガイド制作	観光地等をろう者が手話で紹介する動画を製作する。	2,484
(新)鳥取県手話施策推進協議会の経費	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費。	417
(新)とっとり手話研究会 (仮称)への補助	鳥取の手話を少しずつ整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援(事業主体：鳥取県ろうあ団体連合会を予定)	100
聴覚障がい相談員設置事業	3圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整・連携等を行う。	20,100
聴覚障がい者福祉研修会への補助	手話通訳者その他聴覚障がい者の支援に関わる者を対象として行う「聴覚障がい者福祉研修会」の開催費に対する補助金。	65
標準事務費		80
合計		28,596

(3) 聴覚障がい者センター事業(聴覚障がい者意思疎通支援事業) 21,640千円(前年度:9,726千円)  
[財源内訳 国庫支出金:9,792千円、一般財源:11,848千円]

① 聴覚障がい者センターの概要

1 事業主体 鳥取県
2 実施主体 一般社団法人鳥取県聴覚障害者協会
3 開設場所 鳥取市、米子市、倉吉市
4 聴覚障がい者センターの機能 対象者は手話を使用するろう者等に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。 (1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸し出し (2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい相談員の配置 (3) 聴覚障がい者の居場所づくり(生きがい、学習、情報収集など) 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等

② 聴覚障がい者センター関連経費

(単位:千円)

区分	事業内容	予算額
字幕入り映像の貸出事業	現在、東部だけで実施している字幕入り映像の貸出事業を、中部と西部でも実施する。	7,557
(新)磁気ループの貸出事業	現在、東部と西部で実施している磁気ループの貸出事業を、中部のセンターでも実施する。	296
(新)聴覚障がい者センター整備	聴覚障がい者センター事業の開始に伴い、看板、パトライト等を整備する。	2,054
合計		9,907

③ 要約筆記事業

区分	事業内容	予算額
要約筆記者現任者研修事業等の充実	要約筆記者現任者研修の充実(開催回数3回→5回)、要約筆記者養成研修の開催、指導者養成研修への派遣。	3,459

区分	事業内容	予算額
要約筆記者設置・派遣事業	イベント主催者側の負担感を軽減し、要約筆記者の配置を推進するため、県負担分を1回当たり派遣人数の2分の1とする。(現在は県負担分が1名/回。通常、要約筆記者は4名派遣。)	7,334
要約筆記者の処遇改善	派遣報酬単価の引上げを行う。(現行2,000円/時間を3,000円/時間に)	940
合計		11,733

(4) 盲ろう者意思疎通支援事業 11,468千円(前年度:5,069千円)  
 [財源内訳 国庫支出金:5,734千円、一般財源:5,734千円]  
 (単位:千円)

区分	事業内容	予算額
(新)鳥取盲ろう者友の会事務局の体制強化	鳥取盲ろう者友の会事務局に専任職員1名を配置し、各種取組の充実・拡大を図る。	2,985
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修等の充実	平成26年度は厚労省が提示した新カリキュラムによる研修を実施し、研修内容の充実を図る。	4,694
盲ろう者向け通訳・介助員の処遇改善と派遣事業の実施	派遣報酬単価の引上げを行う。(現行2,500円/時間を3,000円/時間に)	3,487
(新)盲ろう者の生活訓練事業等の検討	先進地視察を行い、生活訓練事業等の検討を始める。	302
合計		11,468

(5) 視覚障がい者情報支援事業 41,398千円(前年度:32,828千円)  
 [財源内訳 国庫支出金:20,698千円、一般財源:20,700千円]  
 (単位:千円)

区分	事業内容	予算額
(新)視覚障がい者等のための情報アクセス支援事業	(1) 視覚障がい者向けパソコンリサイクル事業 (2,240千円) パソコンをリサイクルして活用し、視覚障がい者を対象としたパソコン講座を開催することにより、情報アクセスの向上を図っていく。 (2) 調査研究(1,000千円) 視覚障がい者、聴覚障がい者、盲ろう者、音声機能障がい者等で構成する「障がい者情報アクセス研究会(仮称)」において、情報支援機器の調査研究を行う。 (3) 情報アクセス困難者情報支援機器整備事業 (2,100千円) ア 盲ろう者情報機器(点字ディスプレイ)支援事業(1,000千円) イ 視覚障がい者情報支援機器支援事業(音声ガイドソフトほか)(1,000千円) ウ 音声機能障がい者発声訓練教材費支援事業(100千円)	5,340
点字・声の広報等発行事業	県の発行する広報誌の点訳・音声訳版の発行を行い、県内の視覚障がい者に無料配付する。また、視覚障がい者の要望に基づく情報などの作成経費を支援する。	3,563
点字による即時情報ネットワーク事業	新聞等による情報を点訳し、視覚障がい者に提供する。	1,562
点字図書館運営費補助金	鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。(負担割合:国1/2、県1/2) ※点字指導員1名増員	30,933
合計		41,398

3 これまでの取組状況、改善点

平成25年10月11日に鳥取県手話言語条例を公布・施行し、同条例と併せて成立した補正予算を活用し、手話を使いやすい環境の整備、手話の普及に関する取組を実施中である。

これ以外にも手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員等の養成及び派遣事業、県広報誌の点訳・音声訳版の発行、点字図書館の運営費補助等の取組を継続的に実施し、障がい者の情報アクセス・コミュニケーション環境の向上のための取組を実施してきた。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

砂丘事務所（内線：0857-22-0583）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取砂丘観光情報バ リアフリー化事業	2,975	0	2,975			2,975		
トータルコスト	7,618千円（前年度 0千円）[正職員：0.6人]							
主な業務内容	補助金制度普及啓発・交付事務、委託業務に係る関係機関との調整							
工程表の政策目標(指標)	砂丘の多角的な魅力の発掘・情報発信							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県手話言語条例の制定及び今年度開催される「全国障がい者芸術文化祭」を契機として、鳥取砂丘の観光情報のバリアフリー化を図り、様々な立場の方に鳥取砂丘をともに楽しんでいただく。

2 主な事業内容

(1) 手話解説推進事業 2,775千円

鳥取砂丘の見どころを手話で解説する動画コンテンツを製作し、タブレット端末等を活用してろう者の方が観光情報を入手しやすい環境を整える。

ア 活用方法

- ・鳥取砂丘レンジャーによる砂丘内でのガイド
- ・鳥取砂丘パークインフォメーションでの映像放映
- ・とりネット掲載による情報発信
- ・鳥取砂丘周辺観光事業所の観光情報コーナーでの閲覧

イ 映像イメージ

風紋、砂柱、馬の背、オアシス、スリパチなど鳥取砂丘を代表する地形景観、砂丘に生息する動植物や条例、砂丘観光時の留意点等を手話、字幕、音声を変えて解説した映像を製作。

(2) 鳥取砂丘観光情報バリアフリー化促進補助金（仮称） 200千円

鳥取砂丘周辺の観光事業者が、とりネット掲載の手話情報を閲覧するためのタブレット端末等を設置する経費の一部を補助する。

- ・補助率：1/2（上限20千円）
- ・20千円×10事業所×1台



平成26年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費  
5項 特殊学校費  
2目 特別支援学校費

特別支援教育課 (内線: 7924)  
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他 (基金入金)	一般財源	
(新) 手話で学ぶ教育環境整備事業	22,466	0	22,466			22,466		

工程表の施策目標(指標) 特別支援教育の充実、社会の進展に対応できる教育の推進

事業内容の説明 【「とっとり支え愛基金」充当事業】

1 事業の概要

鳥取聾学校をはじめろう児が通学する学校(以下「鳥取聾学校等」という。)におけるろう児・保護者等への情報提供などの支援の充実や教職員等の手話技術の向上を図るため、手話講座の開催、手話通訳者の派遣を充実させるとともに、教職員への手話技能検定の検定料及び通信教育の受講料の助成を行う。  
また、学校教育でろう及び手話への理解を深めるため、学習教材等を作成するとともに、手話普及コーディネーター及び手話普及支援員を配置し、ろう及び手話に関する普及活動及び学習教材の利用促進を図る。

2 事業内容及び事業費

(1) ろう児が手話を学び、手話で学習していく取組を進める。

(単位: 千円)

項目	予算額	内容
手話講座の開催	168	教職員の手話技術の向上を図るため、鳥取聾学校等で教職員向けの講座を開催
(新) 聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催	160	聴覚障がいに関する研修会の開催
手話講座等への参加経費の助成	510	教職員の手話奉仕員等養成講座への参加経費を助成
(新) 教職員の手話技能検定助成制度	4,098	教職員の手話検定料(補助率10/10、1回分)及び通信教育受講料(補助率1/2、上限1万円)の補助
手話通訳者の派遣	308	校内研修会、PTA会議、職員会議等への手話通訳者の派遣
合計	5,244	

(2) すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくる。

(単位: 千円)

項目	予算額	内容
手話学習教材作成委員会の開催、手話学習教材の作成	9,066	県内の学校において、総合教科等の学習に関連づけて手話が学べるような学習教材等を作成する検討委員会を設置し、教材を作成・配付
(新) 手話普及コーディネーター・手話普及支援員の配置	7,836	ろう及び手話に関する普及活動及び学習教材の利用促進の推進活動を行う手話コーディネーター及び手話普及支援員を配置する。コーディネーターは支援員と地域の学校を繋ぐ役割を担う。(東部・西部に非常勤職員を各1名配置)
聾学校幼児児童生徒との交流学习	200	鳥取聾学校と交流中の4校をモデル校とし、課題を整理し、今後の交流の拡大に繋げる。
鳥取聾学校等教職員による出前講座の開催	120	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体への出前講座を開催
合計	17,222	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・「鳥取県手話言語条例」が制定され、鳥取聾学校教職員の手話の知識・技能の向上を図るため、手話講座の開催や、ろう児・保護者等との情報共有を図るため手話通訳者の派遣、及び地域の学校との交流学习を実施し、手話に関する理解を深めているところである。
- ・学校で活用する手話学習教材について、手話学習教材作成委員会の意見を聞いて、手話ハンドブック(入門編)を作成し、平成26年2月に県内全小中高등학교に配付した。
- ・学校現場では、「総合的な学習の時間」等での授業や、学習発表会等での手話による合唱、手話クラブの設置など取り組み、県教育委員会では、採用1~2年目の教職員研修で手話学習を取り入れるとともに、職員向けの手話講座の開催(月1、2回)や、県立図書館での手話コーナーの設置などに取り組んでいる。

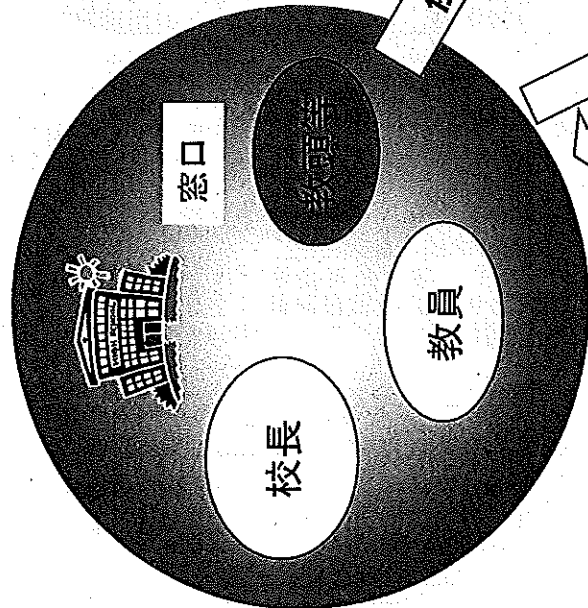
<今後の主なスケジュール>

項目	H26. 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
手話関連圖書の配付・活用	●									
【新規】手話ハンドブック(応用編)の配付・活用							●			
【新規】手話学習事例集の配付・活用							●			
【新規】手話学習啓発教材(クリアファイル等)配付・活用							●			
【新規】手話普及コーディネーターの配置・活動	●									

# 手話普及コーディネーター事業イメージ図

【目標】ろう者とう者以外の者が互いに理解し合う共生社会を築く

小中高等学校  
特別支援学校



支援

## 手話普及コーディネーター (聾学校退職教員等)

- ・学校窓口と手話普及支援員を調整
- ・手話に関する情報発信
- ・手話学習教材の開発・普及啓発

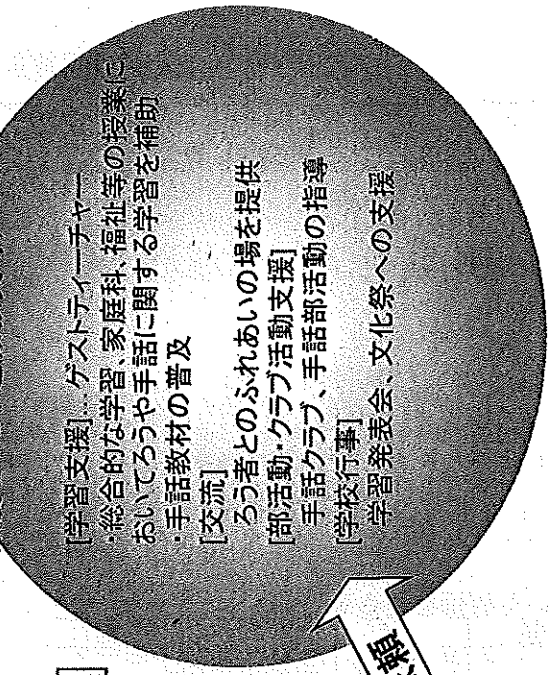
依頼

個別相談  
協力

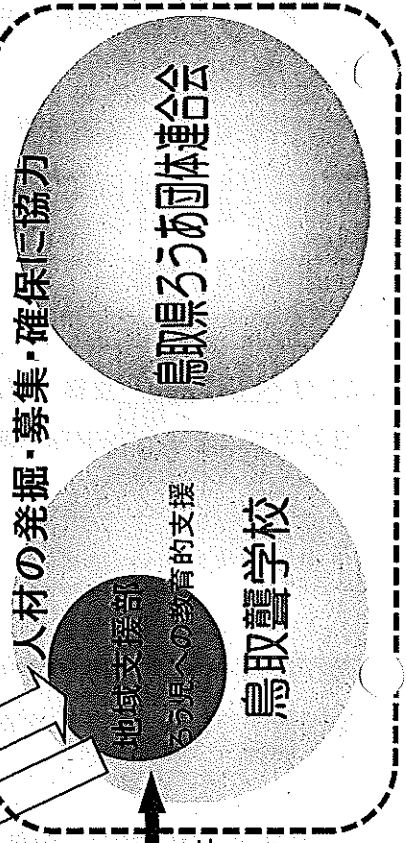
協力

依頼

鳥取県教育委員会



## 手話普及支援員 (ろう者、手話サークル、PTA保護者、保護者OB、退職教員等)



人材の発掘・募集・確保に協力

医療・福祉の連携



【事業の特長】  
人的ネットワークを構築し、学校現場でのろう及び手話に関する普及啓発を行う。

## 鳥取県手話施策推進計画（案）について

平成26年3月25日  
障がい福祉課

### 1 計画の位置付け

- ・鳥取県手話言語条例（以下「条例」という。）第8条第1項※1に基づき、「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもの。
- ・条例第8条第3項※1に基づき、「PDCAサイクル※2」（＝継続的に業務改善する仕組み）を採用する。
- ・条例第8条第1項で定められているとおり、本計画のエッセンスを「鳥取県障害者計画※3」に盛り込むこととする。

※1 鳥取県手話言語条例（抜粋）  
（計画の策定及び推進）

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

※2 PDCAサイクル

①Plan－計画、②Do－実行、③Check－点検・評価、④Action－処置・改善 の頭文字をとったもの。4段階を順次行って1周したら、最後のActionを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとにサイクルを向上させて、継続的に業務改善する仕組み。鳥取県手話施策推進協議会は、主に①計画、②点検・評価に関わる。

※3 鳥取県障害者計画

障害者基本法第11条第2項の規定に基づき、鳥取県における障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画。鳥取県障害者施策推進協議会で検討を行う。次期計画期間は平成27年度～35年度（9年間）。

### 2 計画期間 平成27年度から平成35年度まで

- ・鳥取県障害者計画とあわせた計画期間とし、平成36年度以降はまた改めて策定する。
- ・鳥取県障害福祉計画※を策定するタイミングである3年ごとに、本計画の点検・見直しを実施する。

※ 鳥取県障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保に関して定める計画。鳥取県障害者施策推進協議会、鳥取県自立支援協議会で検討を行う。次期計画期間は平成27年度～平成29年度（3年間）。

### 3 計画案イメージ

- (1) まえがき
- (2) 計画の位置付け、計画期間
- (3) 計画の理念

ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重し、共生する社会を目指す。

#### (4) 施策の基本的な考え方

手話が言語であるとの前提に立ち、2つの柱を設定する。

##### ① 手話の普及

単に手話を覚えるのではなく、聞こえる人とろう者が交流し、コミュニケーションの大切さ、喜びを感じあうことを通じて、お互いの理解を深め、学びあうための手話、真の意味での手話の普及を目指す。（間接的にろう者の社会参加を進めるための施策推進）

##### ② 手話が使いやすい環境整備

ろう者の感性を大切にし、ろう者のニーズを踏まえ、手話通訳者の養成など、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境をつくり、直接的にろう者の社会参加を推進する施策展開を目指す。

(5) 施策の体系図

(6) 分野別施策

① 手話の普及

次の対象分野ごとに施策を定める。

- ア 地域における手話の普及
- イ 教育における手話の普及
- ウ 企業等における手話の普及
- エ 行政における手話の普及 等

② 手話が使いやすい環境整備

【共通施策】

- ア 手話通訳者の養成、派遣事業の充実等
- イ 聴覚障がい者相談事業の充実等
- ウ 鳥取聾学校における「手話による教育」の推進

【対象分野ごとの施策】

- ア 医療・介護分野における取組
- イ 防災分野の取組
- ウ 交通分野の取組
- エ 就労・雇用分野の取組
- オ 行政・警察分野の取組

(7) 施策ごとの目標値

4 スケジュール (案)

平成26年	3月	第2回協議会	大まかな考え方に対する意見交換
平成25年	5月	アンケート項目決定 (小委員会又は書面照会)	アンケート調査実施 ⇒ 計画 (案) に反映させる
平成26年	7月	第3回協議会	計画 (素案) 協議
平成26年	9月	第4回協議会	計画 (案) 協議 ※ 第4回の協議結果によっては平成26年10月にも協議会を開催
平成26年	10月	パブリックコメント	
平成26年	12月	第5回協議会	計画 (案) 策定 ※ 平成26年度に行う「鳥取県障害者計画」、「鳥取県障害福祉計画」の策定は、平成27年1月に計画案の検討を終え、平成27年2月に県議会報告

5 アンケート調査の実施

計画 (案) 策定に当たり、一般県民、当事者・関係者に対してアンケート調査を実施する予定。

(1) 一般県民

県政参画電子アンケートによる意識調査

【調査項目】手話への学習意欲、目標とする習熟度、望ましい手話学習会の頻度 (単発か連続講座か)、手話サークルへの関心、聞こえる人が持つろう者へのイメージとこれまでの関わり方などを調査

(2) 当事者・関係者 (ろう者、手話通訳者、手話奉仕員、手話サークル)

【調査項目】手話・ろう者への理解が不十分で困った・悲しかったこと、聞こえる人の対応で嬉しかったことなどを調査

6 その他

(1) 計画は、誰でも読みやすい表現とし、文量は極力少なくする。

⇒ 協議会委員だけではなく、全ての県民が理解できる計画を策定。

(2) 計画は、日本語だけではなく、ろう者が手話で表現した動画も公表する。

# 共に生きる社会を 目指して

鳥取県障害者計画一部変更

平成21年5月

鳥 取 県

## (7) 情報・コミュニケーション

### ア 基本方針

障害のある人が地域で豊かな生活を送ることができるようにするため、ITの活用により、障害のある人自らが情報を入手し、発信できるような施策を推進して自立と社会参加を支援するとともに、障害の特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援体制を充実します。

### イ 施策の基本的方向

#### (ア) 情報バリアフリー化の推進

- a 障害のある人の情報通信技術の利用機会の格差是正を図るため、障害の程度により県及び市町村等が実施する研修会に参加できない方について、希望に応じて自宅等に出向いてIT講習を行います。  
また、ITを利用するための支援者の層の拡大などネットワークづくりを推進します。
- b 障害のある人が迅速・的確に行政情報を得られるようにするため、県のホームページの改善に努めます。
- c 関係行政機関の実施する障害者施策に係る制度等について、障害のある人に十分配慮した、分かりやすい広報を推進します。

#### (イ) 情報提供及びコミュニケーション支援体制の充実

- a 視覚障害のある人が必要な情報を入手し、また、必要な支援を受けることができるようにするため、点字図書を始め、点字・音声及びITによる情報入手の手段の充実を図るために必要な拠点の機能を強化します。あわせて、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成を進めるとともに、点訳・朗読奉仕員制度を周知するとともに、代筆・代読としての派遣等、点訳・朗読奉仕員の活用方策について検討します。
- b 聴覚障害のある人が必要な情報を入手し、また、必要なコミュニケーションの支援を受けることができるようにすることが必要です。このため、障害のある人とともに、聴覚障害者情報提供拠点の強化を既存施設の活用も含めて、関係団体と協議していきます。併せて、手話が聴覚障害にある人にとって言語として一つの文化を形成していることに鑑み、手話通訳者、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の養成を進めるとともに、市町村の協力を得て、障害保健福祉圏域を基本とした手話通訳者等の派遣体制の確立を図ります。
- c 視覚と聴覚の両方に障害のある人（以下「盲ろう者」という。）が、必要な情報を入手し、また、必要な支援を受けることができるようにするため、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成を進めるとともに、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣体制の確立を図ります。
- d 自閉症・発達障害、難病その他の障害のある人についても、必要な情報を入手し、また必要な支援を受けることができるようするための方策を検討します。
- e 県政テレビ番組が聴覚障害のある人に配慮したものとなるようにするため、字幕や手話通訳を挿入するとともに、地上波デジタルの活用についても検討します。

# 第3期鳥取県障害福祉計画

平成24年4月

鳥取県

イ 実施方法

視覚障がいのある人の自立更生を図るために、盲人ホームを運営する社会福祉法人に対してその運営費を補助します。

(6) 生活訓練事業

視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人、オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）、疾病等により音声機能を喪失した人に対して、日常生活に必要なトレーニング・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図ります。

ア 事業内容

- a 日常生活訓練事業  
身体障がいのある人の日常生活に有用な更生訓練、研修会・講習会を実施する。
- b 聴覚障がい者日常生活訓練  
聴覚障がいのある人が日常生活を送る上で必要な知識習得に係る講習会を開催する。
- c 在宅重度障がい者社会参加促進事業  
医師等に筋ジス患者の医療相談や集団指導を行う。
- d オストメイト日常生活訓練  
ストマ用具の装着訓練や日常の生活管理等の講習会を行う。
- e 音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業  
音声機能障がいのある人に対して発声訓練を行い残存機能の維持等を行うとともに、指導者を中央の研修に派遣して人材育成を図る。
- f 視覚障がい者社会参加促進事業  
視覚障がいのある人が日常生活を送る上で必要な技術の習得訓練を行う。
- g 中途失明者生活訓練事業  
中途失明者に対して、白杖による歩行訓練や日常生活技術の訓練を行う。

イ 実施方法

訓練事業を効果的に実施するため、対象者を市町村内に限定される研修会・講習会は市町村が実施し、県は全県の障がいのある人等対象者が広域にわたる研修を中心に実施します。

(7) 情報支援等事業

障がいのために日常生活に必要な情報の入手等が困難な人に対し、必要な支援を行うとともに、支援に必要な人材の育成を県が中心となって実施します。

ア 手話通訳者設置事業

障がいのある人のニーズ調査結果によれば、聴覚障がいのある人のうち約7割の方が手話通訳者・要約筆記者の派遣サービスの利用を希望しています。

そのようなニーズに応えるためにも、県等の団体が行う講演会・イベント等の広域的・公益的な催事に関して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、聴覚障がいのある人の情報入手をはじめとしたコミュニケーション保障の環境整備を行います。また、多様化するニーズについては、市町村が行うコミュニケーション支援事業との整合性を図ります。

＜サービス利用希望(手話通訳者・要約筆記者派遣):聴覚障害のある人 (単位:%)

利用したい					利用したくない、 利用する必要がない	合計
年1~5回	年6~10回	月1回	月2回以上	小計		
13.8	10.3	13.8	32.8	70.7	29.3	100.0

(H18.6ニーズ調査結果より)

全回答数606人のうち有効回答数=232人

イ 手話通訳者、点訳・朗読奉仕員等養成研修事業

上記に掲げたニーズへの対応の実現には、支援に必要な人材の確保が急務です。



県内の手話通訳者等聴覚障がい者のコミュニケーション支援に携わるマンパワーの育成確保及びニーズに合った人材確保ができるよう奉仕員養成及び通訳者養成を体系立てて計画的に実施していきます。

また、視覚障がいのある人の情報の入手をはじめとしたコミュニケーションを保障するため、点訳・朗読奉仕員の養成も計画的に実施します。

(ア) 手話奉仕員入門講座

初心者を対象として年23回の研修を実施

(イ) 手話奉仕員基礎講座

入門講座修了者レベルの受講者を対象として年30回の研修を実施。修了者を県奉仕員として登録する。

(ウ) 手話通訳者準備講座

手話奉仕員養成研修の修了者を対象に、通訳者養成研修に入っていける人材の育成・レベルアップを図る。

(エ) 手話通訳者研修基本課程

県の手話通訳者の育成・確保のため、準備講座修了者レベルの受講者を対象として年23回の研修を実施する。

(オ) 手話通訳者研修応用課程

通訳者研修基本課程修了者を対象として、年23回の研修を実施する。応用課程修了者で、県が実施する手話通訳者登録試験合格者を県の手話通訳者として登録し、聴覚障がい者の要請に応じて派遣する。

(カ) 要約筆記者研修

要約筆記に関心のある者を対象として、年42回の研修を実施する。聴覚障がい、とりわけ中途失聴の特性を深く理解し、様々な場面に応じて話し手の話を分かりやすく表現し、パソコン等を使った要約筆記やノートテイクができる技術と方法を学ぶ。

(キ) 点訳・朗読奉仕員養成事業

点訳・朗読奉仕の技術と方法を学ぶ。

## ウ 点字図書館の運営支援

無料又は低額な料金で、視覚障がいのある人の利用に供する点字刊行物、録音物、その他各種情報を記録したものの作成、提供や、点訳等を行う人の養成など、必要な便宜を提供する点字図書館の運営を支援します。

## エ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声訳の方法により、県の広報紙を定期的に提供します。

(ア) 事業内容

a 県政だより点字版発行

鳥取県の発行する「県政だより」を点字に翻訳したものを発行し、県内の視覚障がいのある人に無料で配布する。

b 「声の広報」発行

鳥取県の発行する「県政だより」、視覚障がいのある人のための各種事業、福祉機器、その他視覚障がいのある人にとって有用な情報を録音テープに収録・複製して毎月発行し、県内の視覚障がいのある人に貸出しを行う。

c 「よりよい暮らしのために」録音版作成・配布

視覚障がいのある人のための各種福祉制度の内容・手続等をまとめたものを録音テープに収録・複製し、身体障害者手帳を新たに取得する視覚障がいのある人に対して配布する。

d 広報発行物点字版・録音版作成

鳥取県の発行する広報誌の点字翻訳版の発行、録音テープ収録・複製を行い、県内の視覚障がいのある人に無料で配布する。

(イ) 実施方法

項目	単位	区分	第2期計画			第3期計画			考え方	
			H21	H22	H23	H24	H25	H26		
盲人ホーム運営事業	箇所数	箇所	計画	1	1	1	1	1	1	米子市内に1か所設置
			実績	1	1					

(5) 生活訓練事業【表77】

項目	単位	区分	第2期計画			第3期計画			考え方	
			H21	H22	H23	H24	H25	H26		
生活訓練事業	年間利用者数	人	計画	2,904	2,977	3,020	3,380	3,430	3,480	第2期計画の実績を踏まえ算出
			実績	2,954	3,002					

(6) 情報支援等事業【表78】

項目	単位	区分	第2期計画			第3期計画			考え方		
			H21	H22	H23	H24	H25	H26			
手話通訳者設置事業	設置数	人	計画	3	3	3	4	4	4		
			実績	3	4						
手話通訳者養成研修事業	受講者数	人	計画	31	38	45	30	30	30	第2期計画の実績を踏まえ算出 実績を踏まえ各年度受講者の半数(3人)の登録を見込む	
			実績	15	14						
	登録者数	人	計画	27	30	33	36	39	42		
			実績	27	29						
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	人	計画	220	220	220	200	200	200	第2期計画の実績を踏まえ算出	
			実績	145	142						
	登録者数	人	計画	52	64	76	67	79	91		需要の増加及び、第2期計画の実績を踏まえ、各年度12人の登録者を見込む
			実績	40	38						
要約筆記者養成研修事業	受講者数	人	計画	50	55	60				平成24年度から要約筆記者の養成を実施するため廃止	
			実績	24	41						
	登録者数	人	計画	66	73	80	58	46	34		要約筆記者への登録を考慮し、登録者減
			実績	56	58						
要約筆記者養成研修事業	受講者数	人	計画				40	40	40	制度改正によるカリキュラムの変更を考慮	
			実績								
	登録者数	人	計画				12	24	36		要約筆記者からの登録を考慮
			実績								
点訳朗読奉仕員養成研修	受講者数	人	計画	130	135	140	100	100	100	第2期計画の実績を踏まえ算出	
			実績	70	60						
点字・声の広報等発行事業	発行誌種類	誌	計画	12	15	15	15	15	15	第2期計画の実績を踏まえ、算出	
			実績	14	13						
点字による即時情報ネットワーク事業	年間実利用者数	人	計画	30	35	35	35	35	35	普及啓発の強化により年間35人を見込む	
			実績	27	27						
字幕入りビデオライブラリー事業	年間利用件数	人	計画	700	750	800	850	900	950	普及啓発の強化により各年度15人増を見込む	
			実績	624	543						
障がいのある人のためのパソコン活用養成・派遣事業	年間利用者数	人	計画				60	120	120	年間120人を見込む	
			実績								

(6) 社会参加促進事業【表79】

項目	単位	区分	第2期計画			第3期計画			考え方	
			H21	H22	H23	H24	H25	H26		
補助犬育成事業	貸与頭数	頭	計画	1	1	1	1	1	1	普及啓発の強化により各年度1頭の貸与を進める
			実績	0	0					
障がい者社会参加推進センター設置事業	設置数	箇所	計画	1	1	1	1	1	1	
			実績	1	1					
知的障がい者レクリエーション教室開催事業	年間回数	回	計画	15	15	15	15	15	15	第2期計画の開催回数を確保
			実績	13	13					
精神障がい者家族教室開催事業	年間回数	回	計画	3	3	3	12	12	12	アルコール・薬物等家族教室を月1回開催
			実績	12	12					

## 手話関連基本データ

## 1 鳥取県内のろう者数（推定値）

- ・ 鳥取県内の身体障害者手帳所持者数（聴覚障がい） 2,972名（H25.3末）
- ・ このうち、ろう者は約500名と推定

## 2 鳥取県内の登録手話通訳者数等

- ・ 手話通訳者数 35名（平成26年3月1日現在）
- ・ 手話奉仕員数 58名（平成26年3月1日現在）

## 3 手話通訳者養成研修等の状況（平成24年度）

## (1) 手話通訳者

- ・ H24 手話通訳者養成研修修了者数 基本課程：7名、応用課程：7名
- ・ H24 手話通訳者登録試験合格者 3名（12名受験、合格率25%）

## (2) 手話奉仕員

- ・ H24 手話奉仕員養成研修修了者数 入門課程：45名、基礎課程：9名

# 資料 6

## 手話通訳者派遣の状況

### A 手話通訳者の派遣実績(講演会等への派遣(県委託事業))

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期	合計	月平均
平成23年度	23	22	22	50	43	42	202	55	47	29	23	31	27	212	414	34.5
平成24年度	30	18	28	53	37	48	214	53	52	35	27	39	41	247	461	38.4
平成25年度	23	40	55	56	54	59	287	75	82					157	444	55.5

### B 手話通訳者の派遣実績(講演会等への派遣(県委託事業外))

※ 民間企業の主催行事等で県委託事業の対象とならないもの

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期	合計	月平均
平成23年度	4	0	1	4	14	5	28	12	7	5	3	1	3	31	59	4.9
平成24年度	6	1	6	2	8	9	32	6	5	8	2	2	6	29	61	5.0
平成25年度	7	13	16	14	24	16	90	16	14					30	120	15.0

### 合計 (A+B)

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期	合計	月平均
平成23年度	27	22	23	54	57	47	230	67	54	34	26	32	30	243	473	39.4
平成24年度	36	19	34	55	45	57	246	59	57	43	29	41	47	276	522	43.5
平成25年度	30	53	71	70	78	75	377	91	96	0	0	0	0	187	564	70.5

平成25年度第3回県政参画電子アンケート  
『手話に関するアンケート』調査結果

<調査の概要>

- ・テーマ:手話に関するアンケート
- ・期間:平成25年7月26日(金)～平成25年8月5日(月)
- ・対象:県政参画電子アンケート会員
- ・回答:344/464名(74.1%)

<今回のアンケートの調査目的>

鳥取県では、手話を言語として認知し、手話を使用する環境の整備や手話の普及その他の手話関連施策を推進することによって、県民とろう者が共生する地域社会の実現を目的として、鳥取県手話言語条例(仮称)の制定を検討しています。

については、条例制定と手話関連施策立案の参考とさせていただくため、以下のアンケートへの回答をお願いします。

鳥取県手話言語条例(仮称)案の概要はこちら(パソコン用ホームページ)

(問1)何か一つでも手話(単語で可)を知っていますか。

知っている 185人 53.8%

知らない 158人 45.9%

(問2)日本手話、アメリカ手話、イギリス手話など、国によって手話が異なることを知っていますか。

知っている 106人 30.8%

知らない 236人 68.6%

(問3)平成23年8月に「手話が言語であること」が障害者基本法で定められましたが、このことを知っていますか。

知っている 70人 20.3%

知らない 271人 78.8%

(問4)過去に国内の聾学校で手話の使用が禁止されていた時代があったことを知っていますか。

知っている 32人 9.3%

知らない 311人 90.4%

(問5)職場、行政機関、病院など日常生活の様々な場面において、手話を言語として使用する方々に対して、コミュニケーション上の配慮(手話、筆談、字幕など音声以外のコミュニケーション対応)がなされていると思いますか。

十分配慮されていると思う。 4人 1.2%

一定程度配慮されていると思う。 228人 66.3%

全く配慮されていないと思う。 111人 32.3%

(問6)手話を使用する方が不自由なく日常生活を送るために、どういったことに取り組む必要があると思いますか。【複数回答可】

耳が聞こえる人が  
手話を学習し、手  
話に対する理解を  
深める。

185人 53.8%

手話通訳者を増や  
し、様々な場面で  
いつでも手話通訳  
者を同行できるよう  
な体制を整備す  
る。

182人 52.9%

耳が聞こえる人  
が、耳が聞こえな  
い人はそのことで  
日常生活上どうい  
った不便があるの  
かを学び(手話学  
習に限らず)、それ  
ぞれが自分なりに  
できることを考え、  
実践する。

243人 70.6%

特段取り組む必要  
はない。

7人 2%

その他 15人 4.4%

(問7)機会があれば手話を勉強してみたいと思いますか。

思う

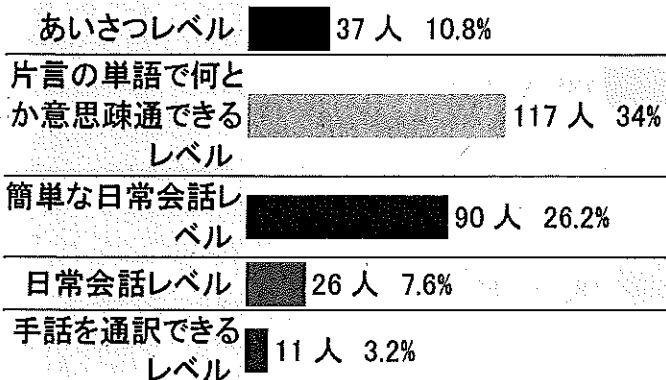
272人 79.1%

思わない

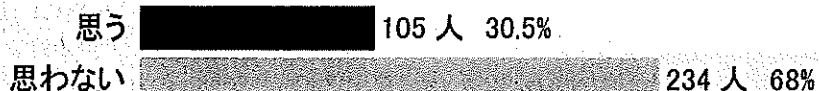
69人 20.1%

－ 問8は、問7で「思う」とお答えいただいた方にお尋ねします。－

(問8)手話を勉強する場合、目標とする習熟度はどの程度ですか。



(問9)手話による演劇、ミュージカル、狂言を鑑賞してみたいと思いますか。



(問10)鳥取県手話言語条例(仮称)案の概要について、自由にご意見ををお願いします。(「関係者の役割・責務」と「手話の使用に関する環境の整備等」を中心をお願いします。)  
鳥取県手話言語条例(仮称)案の概要は[こちら](#)(パソコン用ホームページ)





一般財団法人 全日本ろうあ連盟

Japanese Federation of the Deaf



トップ 連盟について 新着情報 出版物のご案内 日本聴力障害新聞 スポーツ委員会 手話言語法 お問い合わせ English

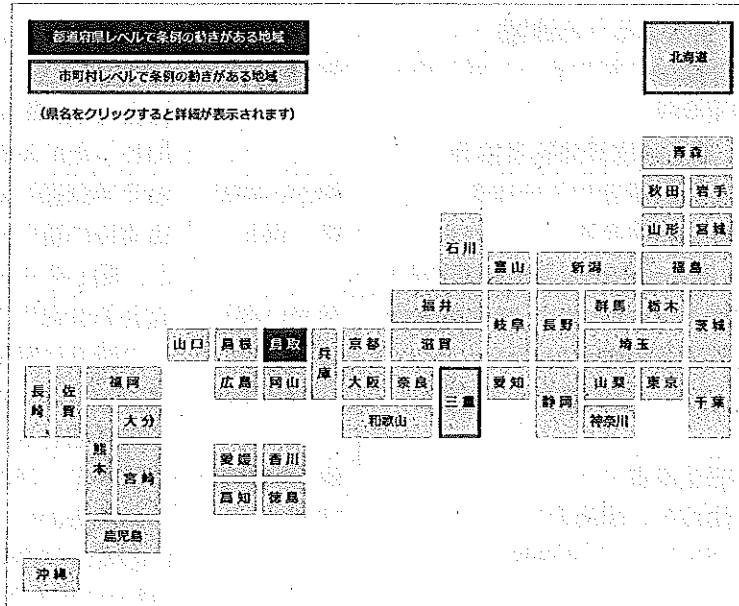
現在地: トップページ » 手話言語法 (仮称) 制定推進事業 » 手話言語法 意見書マップ、手話言語条例マップ

手話言語法 意見書マップ、手話言語条例マップ

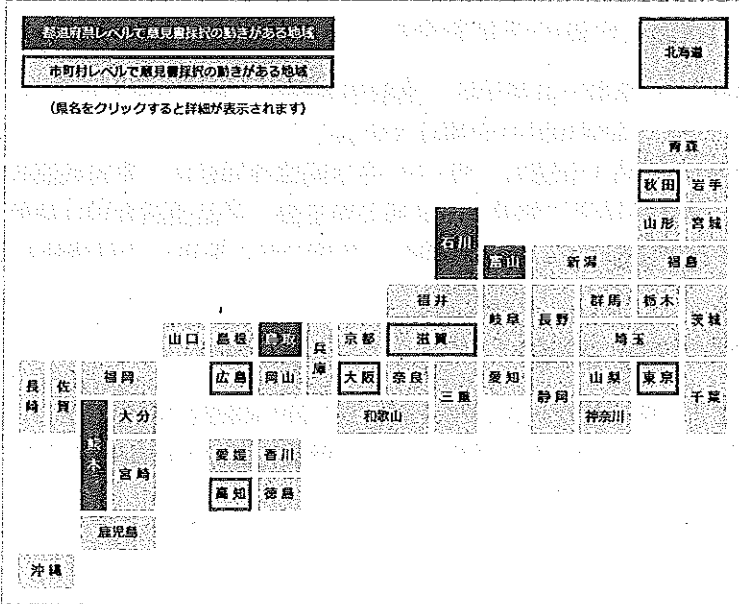
手話言語法の意見書と条例の全国的な動きを地図にまとめました。動きのある地域は、都道府県名をクリックすると詳細が表示されます。最新の情報に合わせて随時更新します。(2013/02/21更新)

手話言語法制定推進事業ページに戻る

～手話言語条例マップ～



～手話言語法 意見書マップ～



手話言語法制定推進事業ページに戻る

(日本地図テーブルデータ出典: TSUKURUの素材散策)

個人情報の取扱いについて

## 手話言語条例制定後の講演依頼等の状況

### ○県外からの講演依頼等の状況

講演日	講演するイベント	講師	概要
11月7日(日)	四国手話問題研究会学習会 ～ 高松市生涯学習センター (主催：四国手話通訳問題研究会)	障がい福祉課長	四国4県の手話通訳者等が参加。
11月22日(金)	手話言語法イベント ～ 秋葉原UDX (主催：全日本ろうあ連盟)	知事	全国から330人が参加。鳥取県・石狩市の報告の他、国会議員も加わったパネルディスカッション等を実施。
12月24日(火)	手話言語条例に関するシンポジウム ～ 埼玉会館 (主催：埼玉県聴覚障害者協会)	知事	全国から960人が参加。鳥取県の報告の他、埼玉県知事・国会議員も加わったパネルディスカッション等を実施。
3月1日(土)	京都府手話通訳者現任研修会 ～ 福知山市民会館 (主催：福知山市聴覚言語障害センター)	障がい福祉課係長	地元手話通訳者60～70人が参加。講演後の質問が50分間に及ぶなど、関心の高さがうかがえた。
3月8日(土)	京都府聴覚障害者協会「総括研修会」 ～ 全国手話研修センター (主催：京都府聴覚障害者協会)	障がい福祉課長 (知事代理)	協会の会員等150人が参加。知事への講演依頼であったが、日程調整できなかったもの。質問が多く、予定時間を30分オーバーするほど。
3月14日(金)	手話言語法推進イベント ～ 衆議院第一議員会館 (主催：全日本ろうあ連盟)	障がい福祉課長	参加予定：250人。鳥取県、石狩市の報告の他、パネルの聴覚障がいの女性国会議員の講演、パネルディスカッション等を予定。

### ○県内での講演依頼等の状況 (今後の予定を含む)

地域の出前講座 (12箇所) … 鳥取市高草地区、鳥取市鹿野町、米子市就将地区 (いずれも知事出席)、智頭地区社会福祉大会など

企業、グループ等 (12箇所) … 商工会議所、クリーニング生活同業共同組合、倉吉西高校、鳥取聾学校 など

手話関係等 (4箇所) … 全国手話通訳問題研究会鳥取県支部、手話通訳者現任研修 など

※障がい福祉課職員で手分けして対応。多くの場合、条例の話と簡単な手話講座をセットで行っている。

### ○県庁内での人権研修等の状況 (実績)

各所属又は部局が実施する人権研修などとして、延べ25回の研修を実施。

障がい福祉課職員を講師として、ろう者や手話について理解を深める研修や簡単な手話講座を実施。

## 手話学習会開催事業費等補助金の活用状況

(単位:回、人)

No.	手話学習会の実施主体	開催回数	参加人数
1	鳥取立川郵便局	1	58
2	(社福)トマトの会	1	58
3	(公財)鳥取県体育協会	1	15
4	(一財)鳥取県観光事業団	3	188
5	(公社)鳥取県人権文化センター	2	30
6	(社福)賛幸会	2	40
7	NTT西日本 鳥取支店	2	91
8	(株)Mao	3	45
9	鳥取銀行	1	40
10	(NPO)サポートイルカ	3	159
11	(社福)和 ボン・チャンス	3	75
12	(社福)琴浦町社会福祉協議会	2	250
13	(社福)米子市社会福祉協議会	2	30
14	境港市観光協会	2	30
合計		28	1,109

※ No.9～14の開催回数・参加人数は計画値である

## ミ二手話講座（手話初心者向け）の参加状況

（平成 26 年 3 月 5 日現在）

圏域	市町村	日時	会場	定員	参加者数	主催
東部	鳥取市	12月18日(水)10:00~11:30	千代三洋工業	20名	24名	千代三洋工業
	鳥取市	1月22日(水)10:00~11:30	千代三洋工業	20名	21名	
	鳥取市	3月26日(水)10:00~11:30	千代三洋工業	20名	14名 (申込)	
中部	倉吉市	2月22日(水)10:00~11:30	倉吉未来中心	20名	27名	ふくろう
	倉吉市	1月22日(水)13:30~15:30	倉吉未来中心	30名	26名	
	湯梨浜町	2月12日(水)13:30~15:30	ハワイアロハホール	30名	35名	
	北栄町	3月19日(水)13:30~15:30	北栄町中央公民館 大栄分館	30名	14名 (申込)	
西部	境港市	1月29日(水)13:30~15:30	夢みなとタワー	30名	39名	
	米子市	2月19日(水)13:30~15:30	米子コンベンション	30名	41名	
	日吉津村	2月26日(水)13:30~15:30	日吉津村中央公民館	30名	33名	
	日野町	3月5日(水)13:30~15:30	日野町山村開発センター	30名	15名	
	大山町	3月12日(水)13:30~15:30	保健福祉センター なわ	30名	9名 (申込)	
合計（全12回）				320名	298名	

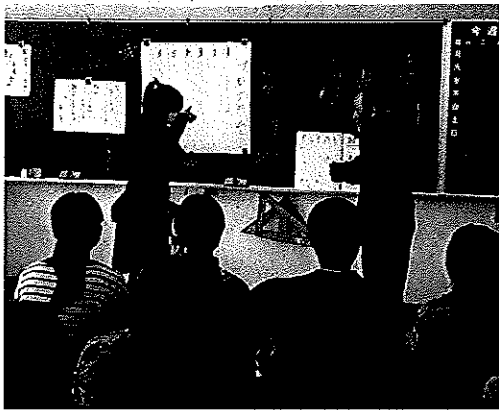
## 学校での手話ハンドブックの活用の状況

### 鳥取市立津ノ井小学校での手話の学習

- 日時 : 平成26年2月25日(火) 午後2時から午後3時35分まで(95分間)  
場所 : 鳥取市立津ノ井小学校 6年教室  
対象 : 6学年児童 46名  
内容 : 総合的な学習の時間を使って、ろう者から生活体験等の話を聞くとともに、手話ハンドブックを活用して手話の学習を行った。

「自分の夢に向かうキラリを伝えよう」 ～講師：田中作治さん(ろう者)

- ・自分の夢や将来つきたい職業について考えよう
- ・生き方を学ぼう
- ・手話を学ぼう(手話ハンドブックを活用)



### 八頭町立船岡小学校での手話の学習

- 日時 : 平成26年3月5日(水) 午前8時35分から午前9時5分まで(30分間)  
場所 : 八頭町立船岡小学校 竹の子ホール  
対象 : 全児童(1～6年生) 112名  
内容 : 全校集会の時間を使い、鳥取聾学校の教員2名を講師に、手話ハンドブックを活用して手話の学習を行った。

①手話についてのお話 ～講師：鳥取聾学校教諭 田中奈津子

②日常の基本的な手話の練習 ～講師：鳥取聾学校教諭 中原英一(ろう者)

# 「手話ハンドブック」で学習

## 小中高全校でスタート

県手話言語条例の制定を受け、県教委が今月配布した「手話ハンドブック(入門編)」を活用した手話の学習が、県内の余小中高校などで始まっている。25日には、鳥取市立津

ノ井小学校(同市桂木)の6年生45人が、聴覚障害者の田中作治さん(75)を講師に招き、日常会話で使える手話を学んだ。授業は総合的な学習の時間を使って実施された。「一緒に遊ぼう」「大丈夫?」といった日常会話の手話を田中さんに続き、児童が実



田中作治さん(右端)から手話を教わる児童ら—鳥取市桂木の津ノ井小で

演。その後、田中さんが披露した手話の意味を当てるゲームで楽しく手話を学んだ。手話学習の終了後は、聴覚障害を持ちながらも、手話の講師のほかに、「氷ノ山自然ふれあい館響きの森」(若桜町)のボランティア

ガイドなどにも精力的に取り組んできた田中さんの歩みを先生が紹介。田中さんは「知恵、勇気、意志を持って挑戦すれば、何でもできる」ともうすぐ中学校に進学する6年生にエールを送った。

授業を受けた岸本屋乃さん(12)は「手話は難しかったけれど、あいさつは何個か覚えられた。田中さんの話を聞き、中学生になっても自分を信じ頑張ろうと思った」と話していた。

県教委によると、ハンドブックの活用方法は各学校に任されており、全校集会時に手話を学ぶ予定の学校もあるという。入門編より難易度を少し上げた「手話ハンドブック(活用編)」を制作中で、7月に各学校に配布する予定という。

【加藤結花】

# 障がい者文化祭の歌披露



手話や手拍子で歌に参加する生徒ら(鳥取市の県立白兔養護学校で)

7月に開幕する「第14回 全国障がい者芸術・文化祭」とつとり大会」の、県内の特別支援学校のテーマ曲に選ばれた「あなたと一緒に」

歌「あなたと一緒に」の新バージョンが19日、鳥取市伏野の県立白兔養護学校で披露された。編曲した県出身の女性デュオ「Paix2(ペペ)」

白兔養護学校 生徒ら手話などで

が生徒と「共演」、大きな歌声と笑顔が広がった。

「あなたと一緒に」に歌いたい」は知的障害のある長男を持つ鳥取市内の主婦山田光子さん(58)が作詞した歌で、約四半世紀にわたり同養護学校で歌い継がれてきた愛唱歌。テーマ曲に選ばれたのを機に、県がペペに編曲を依頼していた。

お披露目コンサートには同養護学校や県立鳥取聾学校の生徒ら約300人が駆けつけた。皆で楽しく歌えるよう、ポップ調でアップテンポな曲にアレンジされた新バージョンをペペが歌い始めると、生徒らも手話や手拍子で加わった。鳥取聾学校高等部1年、細田彩斗さん(16)は「手話を通じてみんなで心を一つにして歌えた」と話していた。

## 白兔養護学校の愛唱歌

「ペペ」が手話交え、児童らに初披露



鳥取市伏野の県立白兔養護学校で25年以上歌い継がれる愛唱歌「あなたと一緒に」に歌いたい」を、県出身の井勝めぐみさんと北尾真奈美さんの女性デュオ「Paix2(ペペ)」がレコーディングしたCDが完成した。19日には同養護学校の児童生徒の前で手話を交えながら初披露し、CDを県教委の横浜純一教育長に届けた。同曲を全国障がい者芸術・文化祭とつとり大会(7月12日～11月3日)のテーマ曲にする方向で検討する県などが、ペペにCDの制作を依頼していた。

原曲は主旋律だけだったため、明るく盛り上がる合唱曲に編曲。



手話付きで「あなたと一緒に歌いたい」を初披露するペペ＝鳥取市伏野の白兔養護学校で

今月上旬にペペがレコーディングした。井勝さんは「多くの人が楽しめるように」との思いを込め、ポップな曲にした」と意図を説明。北尾さんは「手話をつけ歌うのは初めて。曲に合わせた手話は、手話だけより覚えやすいと思った。手話が広まるきっかけになったらうれしい」と話した。養護学校の体育館で

味だった。

県教委などによると、ペペ版の「あなたと一緒に歌いたい」は同大会のボランティア募集を呼び掛けるテレビCM(3月から放送予定)で使用される一般向けの販売は予定していないという。

【加藤結花

MEMORANDUM FOR THE RECORD

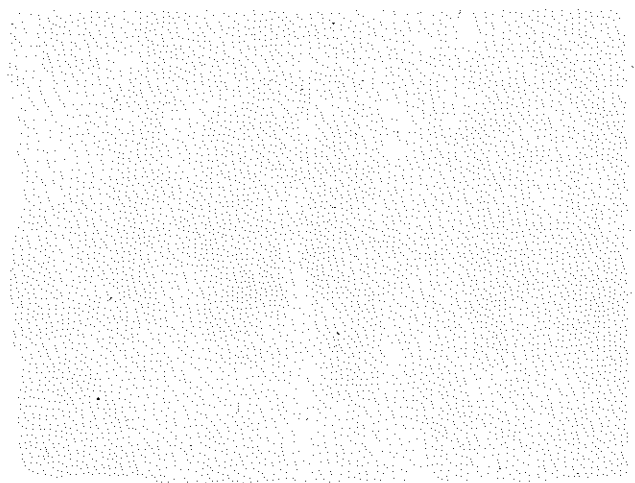
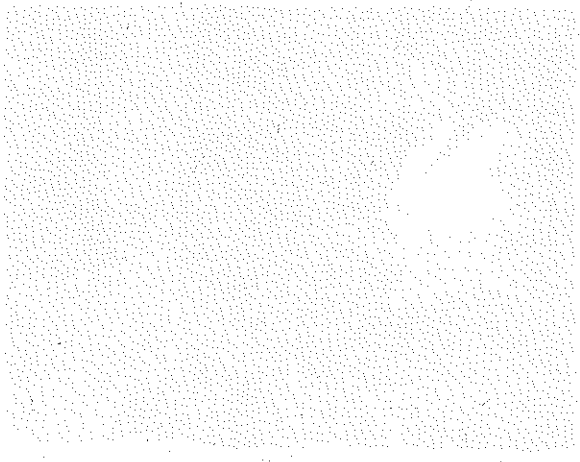


Figure 1. [Illegible text]

[Illegible text]

MEMORANDUM FOR THE RECORD

[Illegible text]



[Illegible text]

[Illegible text]